

広島県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字多田字大畑五九九の九〇、字蕨扒一四〇八、一四〇九、一四一〇の一、一四一〇の三六から一四一〇の四〇まで、一四一〇の四二、一四一〇の四五、一四一〇の四九から一四一〇の五二まで、一四一一の一から一四一一の三まで、一四一二の一九、一四一二の二〇、一四一二の二五から一四一二の三〇まで、一四一三の五二から一四一三の五六まで、一四一三の五八から一四一三の六〇まで、一四一三の七五、一四一三の七八から一四一三の八〇まで、一四一三の八四から一四一三の九七まで、一四一三の一四から一四一三の一七まで、一四一三の二五、一四一五の一、一四一五の三、大字和田字大原山六一八の一から六一八の六まで、六三〇の一から六三〇の四まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)